

朝鮮覆刻本「吏學指南」について

末 松 保 和

去る昭和十六年九月發行の「東洋史研究」第六卷第四號は佐伯富氏の編せられた「吏學指南索引」を載せて我々の机上にとどけられた。先づ佐伯氏の勞に對してひそかに感謝の意をささげたのはいふまでもあるまい。その凡例によつて、東洋史研究會が嘗て吏學指南の油印本を發行されてゐることを始めて知ることが出來たのは私の迂闊である。吏學指南が「居家必用事類全集」に收められてゐることは、既に前年内藤（吉之助）教授から承り、同教授所藏の朝鮮覆刻本吏學指南とともに、居家必用事類全集より抄出した朝鮮古寫本吏學指南をも貸與を受けてゐたが、居家必用事類全集の日本板があることは、最近安倍（吉雄）助教授によつて教へられてゐたのである。その矢先きに、右の佐伯氏の索引を手にし、東洋史研究會發行の油印本吏學指

南は日本板の居家必用事類全集に據つたものであることをも知つたので、さては支那板の居家必用事類全集は、餘り流布された本ではないのであらうと思つた。このことは我々がことさらに注意もせず使用して來た朝鮮覆刻單行の吏學指南に對する關心を、今更ながらそそのことでなければならぬ。私は佐伯氏の索引に掲げられた語彙の四五を拾つて、朝鮮覆刻本と比較を試みたところ、果して異同があり、これまで殆ど顧みなかつた上述の朝鮮古寫本（事類全集本）と油印本とは一致するやうに考へられた。よつてそれを確かめるため、早速、東洋史研究會の同人の一人なる外山軍治氏に油印本の拜借を願ひ出でた。外山氏は折返し氏の所藏本を送貸された。私はここにはじめて、細かに朝鮮覆刻本と居家必用事類全集本との比較を遂げることが

出來た。この短篇は、未見の友佐伯氏に對する感謝と、外山氏に對する報告とを兼ねて、倉卒に書いたものである。

★

吏學指南が朝鮮で覆印されたのは餘程古いことである。朝鮮世宗實錄の五年冬十月庚戌(三日)の條に、

承文院啓請印至正條格十件・吏學指南十五件・御製大誥十五件、命各印五十件。

とあるのは、記録上確認される最も古い事實である。

世宗五年といへば、明の永樂二十一年に當る。然しての世宗五年覆刻本は現在傳存するか否か知り得ない。

ここに謂ふ覆刻本は、それより三十五年を経た世祖四年戊寅(明の天順二年)の慶尙道慶州府覆刻本である。

私の調査に使用したのは京城帝國大學附屬圖書館所藏の奎章閣本(番號二二八〇)一冊と、内藤教授所藏本一冊とである。兩者は全く同一板本であるが、刷りは内藤本がより古く、内容では、大學本に序なく、刊記及び跋あり、内藤本に序あり、刊記及び跋なく、互に相補ふてゐる。さうしてこれを世祖四年の覆刻本と斷定するのは、大學本の有する左の如き跋文及び刊記に據

る。

(跋文)

夫指南之書所以有利於學者大矣歷代法律之美古今名物之辨昭然可考而況注解之精字原之詳尤爲名義之易知者乎非獨此耳上自虞朝下至金宋其間列國之士可爲吏師者與夫慘刻之徒無不具載其爲勸戒深切眞吏學之指南也然此書晚出而板刊鮮少學者不無病焉豈非君子之所可慮者今府尹柳相國規簿領之暇出家藏寫本一部與半刺趙侯信孫擬議俾鋟于梓不數月而告訖其與人爲善之心輔君澤民之意夫豈偶然哉皇朝戊寅春正月哉生明中訓大夫慶州儒學教授官月城後學李云俊敬跋

(刻記)

刻手大禪師義全等十一人
書寫幼學 安 富
校正生員 李 存 仁
奉直郎慶州府判官兼勸農判官

慶州道中翼兵馬節制判官 趙 信 孫
嘉善大夫慶州府尹兼勸農事

慶州道中翼兵馬節制使 柳 規
跋文にいふ戊寅を以て世祖四年のそれに當てるのは

柳規が慶州府尹の任に在つた期間が、世祖三年丁丑三月から翌四年戊寅七月に至る一年四ヶ月であつたこと（慶州府尹判官先生案に據る）からして間違ひない。東京雜記の卷三、書籍（府藏冊板）の條に「吏學指南」と著録されるのは本書の板本を指すものであらう。

★

さてこの世祖戊寅覆刻の吏學指南（以下、本書と略稱する）は、八卷本で、卷首に序（一枚）・目錄（二枚）・歷代吏師類錄（六枚）を載せ、第一卷の第一行には「吏學指南卷之一」と記し、第二行には「吳郡徐元瑞君祥纂」と記す。毎頁十行、行（分注）二十四字。匡高七寸八分、寛五寸五分。黒口。

これを油印本と比較していへば、油印本にある徐元瑞の自序は本書に無く、本書にある序は「承事郎雲夢縣尹山後石抹允敬」のそれである。雲夢縣は今の湖北省安陸縣の東南六十里（漢口の西北）に在り、元の時は河南省德安府に屬し、明の時は湖廣省德安府に屬する縣であつた。承事郎といひ、縣尹といひ、石抹允敬が元人であることは明白であるが、惜しむらくは年月の記載がない。

卷首の「歷代吏師類錄」は、油印本の「吏師定律之圖」に相當する。但しその記載のしかた及び人名列記の順序は異同が甚だしい。ここに唯々本書「類錄」の第一頁を例示すれば次の如くである。

「歷代吏師類錄

天文二星

上帝執法官、土公吏

有虞氏

士師皋陶

周

太傅周公旦 太保召公奭 朝鮮侯箕子

太司寇呂侯

列國

韓

公子韓非 相申不害 大夫慎到

（以下略之）

次に目錄は、本書の全體の構成に關するから、煩をいとせず、全録しよう。

（目錄）

卷之一

吏稱	行止	才能	六曹
衙門南北之異	戒石銘	郡邑	加刑
府號	官品	官稱	老幼疾病
統屬	除授	世賞	親姻
考功	政事	五事	戶婚
卷之二			卷之六
儀制	旨判	諸此	戶計
公式	發端	結句	禮章
冊籍	勝據	署事	狀詞
詳恕	救災	三宥	禮儀
卷之三			五戒
三赦	本文では三罪の次に在る	三罪	仁恕
五禁	八議	五科	諸箴
較名	字類	十惡	諸說
六賊	六色	五流	馬進傳
卷之四			律已
賊私	首過	法例	仁恕
四罪	歷代五刑贖銅附	雜刑	諸說
卷之五			吏員三尚
肉刑餘死罪附		獄名	馬進傳
		獄具	律已

右の如き分卷は、油印本には全く無いのみならず、順序の異なるものが一二ある。即ち本書卷之三の三赦が五戒の項の前にあること、本書卷之四の最後にある雜刑の項が、油印本では肉刑の次に置かれてゐること、本書卷之六の體量・禁制が油印本では最後の雜類の前に置かれしことなどであり、各項の中での各語彙の配列の順序また五六ヶ所に相違があるが、今は一一掲出することを省略する。

次に本書の記載の體裁についていふに、目錄に掲げられた項目は必ず一行を設けて記し、項目内の語彙は大宇、解釋は小宇雙行を以て記してゐる。油印本は「原和刻本ノ印字排列ハ檢出ニ便ナラザルヲ以テ今逐次行ヲ改メタリ」といふから、比較しても意味ないが、上記内藤氏藏朝鮮古寫本（居家必用本）をみるに、記載法は本書と一致してゐる。但し本書は、彫刻を簡略にするため、語彙と同じ字は——を以てあらはしてゐる。

例へば、

獄吏 漢路溫舒上言秦有十失
其一尙存治——是也

とあるが如きである。油印本では上の——に獄を書き、下の——に吏を書いてゐるが、中には、その宛てかたを誤つたものもあるやうである。そのことからすれば、略符——を一切使用せぬ油印本の系統の本は、本源的なものではないかも知れない。

次に本書に有つて、油印本に全く無い語彙を舉ぐれば、卷之一の統屬の項の最後、即ち「屬部」の次に、

○所在官司 謂隨身——到處官司也

といふ一條があり、卷之七の錢糧造作の項の「稅期」の次に、

○契券錢 隋志曰晉凡賣奴婢田宅率錢萬者輸四
百納官賣者三百買者一百也原始此

といふ一條があり、同卷之七の徵歛差發の項の「追徵」の次に、

○追理 謂根究徵納也

といふ一條がある。これに對して、本書に無くて油印本に有る項條としては、卷之五の肉刑の項の「典五刑」の前にある「典。沒罪過也」といふ一條のみである。

（油印本に附載される「爲政九要」が、指南とは全く別個のものであることは論ずるまでもない。）本書に有つて油印本に全くないものとして、最も大きなものは、本書卷之八全部である。その全部を鈔出すれば左の通りである。

（吏學指南卷之八）

諸箴

提刑箴

大元建號蓋法乎乾有仁有威無黨無偏天開五葉地大一

統江淮來歸蠻夷底貢

聖念遠人視爲近畿曰守曰令或公或私耳目不廣情僞焉

知既遣繡衣侈頌

寶制問民疾苦讞獄冤滯曰官曰吏自大至小毋有科取毋

有搔擾唯守土官聽出使人玩寇者糾受財者申訴訟謂事自下而上無俾踰越切治誣妄參署衆僚罔分南北毋俾爭競仍察曲直不修鋪驛不治舟梁稽留使命阻滯行商不務本業不干已事不畏官府皆當按治田宅占買是爲歸之人略誘其悉追之凡巡所部鄉至縣到勸農省風勉學宣教若此等事寧不思之農業者墮何以課之風俗未淳何以彰之學校久廢何以勵之教化未行何以明之其有不孝不悌在所懲之亂常敗俗在所繩之豪猾奸兇在所刑之大利興焉大害除焉一切不便率當更焉若夫以苛爲明以細爲密以多爲巧以虛爲實羅罪生事賣直市權闇於大体豈曰小懲剏治新國古用輕典欽乃攸司恤哉惟刑箴以自警書諸座屏

司梟箴

宋江西提刑潘時作

深文以刑人刻者之爲也屈法以宥罪恕者之爲也恕賢於刻遠矣或未免於私也正其心誠其意閱實其罪疑則爲輕庶幾其寡過耳

獄官箴

唐張說作

官有決曹掌茲法獄匪惟議罪亦以防欲所貴仁恕非矜宥束吏苟吹毛人安措足古之爲主是載是舄茫茫茲土蠢蠢群生賢愚中雜眞僞相傾若魚之駭如鳥之驚不能無犯宜

持以平或大或小時重時輕無以快志期乎得情孰曰非重國之政令孰曰非輕人之性命虐則招咎寬則舒慶宜眷卹可畏可敬爲獄則固爲牢則幽晨嚴管籥夜密吏籌寂寂園土累累繫囚求食搖尾見吏垂頭自苦立名此爲非所逼隘狹室歎傾漏宇冬有祁寒夏有隆暑焉可失入焉可妄處勿謂勿妨勿謂無傷匹夫含怨三年亢陽匹婦結憤六月飛霜可以安危可以興亡敢告司憲無輕國章

諸說

獄訟說

宋李之彥作

夫獄訟者所以平曲直雪冤枉也若有財者勝無財者負有援者伸無援者屈豪強得志貧者啗冤豈國家之福耶愚願士大夫司聽斷者在在持平如衡事事至公如鑑天下何患不大平

瘴說

龍圖梅公摯景祐初以殿中丞出知昭州嘗著瘴說云仕有五瘴急催暴斂剝下奉上此租稅之瘴也深文以逞良惡不白此刑獄之瘴也昏晨酣宴弛廢王事此飯食之瘴也侵牟民利以實私儲此貨財之瘴也盛揀姬妾以娛聲色此幃薄之瘴也有一於此民怨神怒安者必疾疾者必殞雖在轂下亦不可免何但遠方而已仕者或不自知乃歸咎之土瘴不

亦繆乎

吏員三尚

容齊徐參政作

一曰尙廉謂甘心淡薄絕意紛葢不納苞苴不受賄賂門無請謁身遠嫌疑飲食宴會稍以非義皆謝却之二曰尙勤謂早入晏出奉公忌私雖休勿休恪謹匪懈呈押文字發遣公事務爲敏速耻犯稽遲躬操筆硯不仰小胥手閱簿書不辭勞役三曰尙能謂練習格例曉暢行移是非曲直先以意決然後取裁凡所處畫悉令合宜文義略通字無不識寫染端正筆術精明舉止安詳語言辦利無過可尋有委皆辦

律已

西漢兒寬治民勸農桑緩刑罰理獄訟用仁厚不求聲名吏民大信愛後爲御史大夫

西漢朱邑爲桐鄉吏廉平不苛以愛利爲行未嘗苦辱人後爲太司農 東漢楊震爲東萊太守道經昌邑邑令王密懷金十斤遺之且曰夜無知者震曰天知神知我知子知何謂無知遂不受後五子皆貴顯

東漢鄭均兄爲縣吏頗受禮遺均數諫不聽卽脫衣爲傭歲得錢帛悉以與兄曰物盡可復得爲吏坐賊終身捐棄兄感其言遂爲廉潔 東漢羊續爲南陽太守敝衣薄食府丞嘗獻以生魚續受而懸之於庭後又進之續乃出前所懸者以

杜其意 晉胡威父質以清忠稱仕魏爲荊州刺史威往省

父父賜絹一疋威曰大人清高何得此絹荅曰吾俸祿之餘後威爲徐州刺史風化大行武帝問卿孰與父清對曰不及臣父清恐人知臣清恐人不知是以不及也

南史宋褚爲吏部尙書有人將金一瓶以求官褚曰卿自應得官無假此物若必見與不得不在啓此人懼而收金去褚後遷爲尙書左僕射子賁爲侍中

南史王筠爲臨海太守在郡侵刻還資有芒屨兩舫他物稱是及遇亂爲盜所攻墜井卒家人同遇害

唐王琬玄宗時誅蕭至忠帝眷委時異歷九刺史受饋遺至數百萬李林甫使人劾宿賊琬懼仰藥死

宋侍制劉隨爲成都通判嚴明通達人謂之水晶燈籠宋田元均知成都凡有訴訟懦弱不能自伸者必委曲問之莫不盡其情蜀人謂之照天燈燭

宋歐陽文忠公脩多談吏事張芸叟疑之曰學者之見先生莫不以道德文章爲欲聞者令多教人吏事所未諱也公曰文學止於潤身政事可以及物官至參知政事

仁恕

易係辭曰作善降之百祥作不善降之百殃

西漢張釋之爲廷尉有人盜高廟坐前玉環奏議棄市文帝怒欲族之釋之曰今盜廟器而族假如取長陵一抔土何以

加乎帝遂從之公以壽終子摯官至大夫

西漢于公爲懸獄吏治獄平允所決皆不恨閭門壞父老其治之公令高大其門令容駟馬高車我治獄多陰德未嘗有冤子孫必有興者子定國爲丞相

西漢杜延年明法律霍光持法重刑延年輔之以寬論議持平後以壽終子六人俱至大官

西漢郭躬家世掌法務在寬平及典理官決獄斷刑多依矜恕子孫爲廷尉刺史侍中者三十餘人

東漢陳咸性仁恕嘗戒子孫曰爲人議法當依於輕雖有百金之利慎無與人重後生孫寵爲司空

東漢陳寵肅宗時吏政尙嚴寵上疏除絕鉗鑕之科所活甚衆位至司空子忠爲僕射

東漢虞經爲郡縣獄吏案法平允務從寬恕孫詡爲尙書僕射北史之墓原爲兗州刺史獄有繫囚千餘人墓原科簡輕重決遣放之後爲尙書僕射民爲立祠祭祀北史高允以獄訟留滯始令中書以經義斷諸疑事允據律評刑三十餘載內外稱平後年九十八卒

隋源師爲大理少卿煬帝以私怒令有司斬一衛士師奏曰此人罪誠難恕陛下初自殺之可也既付有司義歸常典帝乃止轉刑部侍郎

唐太宗疾貪吏間遣人遺諸曹一吏受饋縑帝怒欲殺之民部尙書裴矩曰吏受賕死此固宜然陛下以計治之所謂罔人以罪非道之以德帝悅止之矩年八十餘卒

唐陸象先爲劍南按察使政尙仁恕韋抱真曰公當峻刑罰以示威不然民慢且無畏荅曰政在治之而已必刑罰以樹威乎卒不從而蜀化

唐張文瓘兼大理卿不旬日斷獄四百抵罪者無怨言四子官至三品時謂萬石張家

唐徐有功拜司刑少卿時武后任用酷吏置羅織之獄以網無辜有功奉法守正不以私害公嘗鞠饒孝謹妻龐氏獄多明其枉武后詰之曰公比斷獄多失出何耶有功曰失出臣小過好生陛下大德后默然龐得免死後卒諡忠正孫商爲節度使

唐韋嗣玄爲鳳閣舍人武后屢興大獄害及善良嗣上書乞取垂功以來罪無輕重者並皆原洗於是人賴得活者千萬計公後父子並爲宰相

五代張文蔚爲平章時柳璨殺裴樞等蔓引朝士輒加誅殺縉紳相視不自保文尉力講解之朝士多賴全活後以壽終五代唐莊宗破蜀王衍朝京師行至秦川驛而明宗軍變於魏莊宗慮衍有變遣人殺之詔書已印書張居翰發視之詔

書言誅行一行居翰乃改一行爲一家於是得活千餘人後以壽終宋錢若水爲同州推官有富民逃其奴乃父母訟於州命錄事鞠之劾富民數人共殺之而失其屍獄成若水密訪得奴而放富民後爲參知政事

慘刻 孟子曰戒之戒之出乎爾者反乎爾者也自古用嚴刑以毒民者未有不反於已者

秦商君衛鞅變法令重刑罰也犯者多死議令之初一日臨渭刑七百餘人官民苦之後遭車裂之禍

西漢王溫舒爲河內太守捕逐豪猾大者族小者死詔事有勢窮治奸猾糜爛獄中無有出者後以罪自殺

西漢翟方進爲京兆尹搏擊豪強及爲丞相持法深刻中傷者多其後自殺王莽發其塚燒其棺槨

西漢嚴延年爲河南太守務於折強扶弱凡貧弱者雖犯法曲文以出之豪傑者必以文而內之所謂當死者生當生者死人號曰屠伯後坐罪棄市

東漢義縱直法行治不避貴戚犯者多族之爲定襄太守

日殺獄囚四百餘人後以罪棄市

東漢咸宜以功遷御史使治主父偃及淮南反獄以徵文深詆殺者甚衆後以罪自殺

東漢王吉爲沛相凡殺人皆磔屍車上隨其罪目宣示屬縣腐爛則以繩束骨周遍一郡乃止視事五年殺萬餘人後死

於獄父甫及子萌皆死杖下

晉山陰縣令石密先爲御史枉奏殺句容令萬默一日見默來殺之遂死

北史干洛侯爲秦州刺史貪酷殘忍犯罪者截腕拔舌斷其手足而始斬之以致百姓反判孝文命使斬洛侯以謝衆

隋燕榮爲幽州總管性嚴酷鞭笞左右動至千數流血盈前飲啍自若文帝怒徵榮還京賜死於蛆出之地

隋梁敬眞爲大理司直煬帝命鞠魚俱羅罪敬眞希旨陷之極刑未幾俱羅爲崇敬眞死之

隋爛狄士文爲貝州刺史發摘姦隱長吏尺布升粟之贓無所賞貸得千餘人奏上悉配嶺南遇瘴癘死者十八九日是父母妻子惟哭士文高祖歎曰士文之暴過於猛獸士文後

獄死三手朝夕不繼

唐郭弘霸爲監察御史嘗按李思微不勝楚毒後屢見爲厲援刀自刎腹死

唐酷吏索元禮來俊臣周興侯思止等造羅織獄爲火鑊鐵籠慘酷之刑以鞠囚徒後皆死於非命

宋余晦爲四川宣撫使誣閬州知州王惟忠謀反理宗命陳大方拷掠成獄斬之都市後晦頭生瘰癧百藥不治一日澡

洗爛斷其首於浴室之外大勢亦卒中而亡

五伯馬進傳

宋王禹偁作

進隸滁州軍籍又爲五伯三世矣進之子生而無左臂若髡截然白人以爲世主杖笞多納財利而高下其心重輕其手故天譴之嗚呼鞭作官刑扑作教刑卽鞭扑者帝王之典也可不慎乎今之杖刑非古也古者示耻而已故有蒲鞭而誠者有束杖而治之雖然上失其道民散久矣非刑不足以驅人之善也既不得已而用之又可以喜怒財貨易其心乎彼五伯賤隸也刑不自口出但以重輕不平而天譴若是況執天下之刑者卽吾見世祿之家子孫替墜殘廢癱瘓者有之爲人僕妾者有之飢寒道路者有之豈止用刑之濫也其詔主忌賢剝民固寵斯天譴之大者矣作馬進傳以自誠云

★

以上によつて、朝鮮世祖四年覆刻の八卷本吏學指南の様相及び油印本との相違の大略は知られることと思ふが、最後に残る最も重要な點は、各語彙の解釋の本文に於ける異同如何である。私は機械的に異同出入を外山氏藏油印本の欄外餘白に記入して行つたところ、第一卷で約百九十字、第二卷で約百二十字、第三卷で約百四十字、第四卷で約百六十字、第五卷で約二百五十字、第六卷で約百六十字、第七卷で二百五十字、總計一千四百餘字を數へる結果を得た。これらの異同に

ついては、私の如き法制の學に素要のないものが輕々しくは是非を斷すべきでないが、假りに言を立てることが許されるとすれば、そのうちの一割は、朝鮮本が非にして油印本が是であり、二割は單なる文字の正俗其他の相違で、本文の是非に關係ないものであり、殘る七割が、朝鮮本はにして、油印本非なるものではあるまいかと思ふ。たとへまた最小限度にみて、五割のみが、吏學指南の本文選擇に關し得るとしても、これは大きな數字といはねばならぬ。何故なら吏學指南は、その紙數の僅少なるに反比して、その史料價値の高いこと、周知の通りであるからである。さうして朝鮮にかやうな善本が傳存することは、高麗末から朝鮮初期にかけて、元の法制が滔滔として輸入攝取された事實にかんがみれば、極めて當然なことといへよう。

以上は佐伯氏の索引に導かれて試みる事が出來た朝鮮覆刻本吏學指南に對する再認識の略報告である。然しその結果の意外なるによつて思へば、これは略報告にとゞめ得ないことではあるまいか。この小篇では油印本との對校の實際を一字一字列記することが出來なかつたが、それは煩を厭うることではなくて、改めて朝鮮本を上梓するのが合理的方法と考へたからである。——昭和十六年十月廿六日——